



学童用かさのSG基準

(公開用)

学童用かさ SG 基準改正専門部会委員名簿

(委員は 50 音順)

氏名	所属
(部会長)	宮崎 祐介 東京工業大学
(委員)	石川 陽平 一般財団法人カケンテストセンター
	伊藤 裕子 株式会社三越伊勢丹ホールディングス
	上野 浩伸 日本生活協同組合連合会
	大内 章恵 株式会社ニッセン
	小川 恭令 株式会社小川
	神谷 洋平 ムーンバット株式会社
	紺野 美里 一般財団法人ボーケン品質評価機構
	鈴木 勇人 日本洋傘振興協議会(JUPA)
	土肥 健司 一般財団法人日本繊維製品品質技術センター
	中島 泰枝 株式会社イトーヨーカ堂
	星村 美絵子 主婦連合会
	榎田 あかね 全国地域婦人団体連絡協議会
(関係者)	経済産業省産業保安グループ製品安全課 経済産業省製造産業局生活製品課
(事務局)	一般財団法人製品安全協会

学童用かさの SG 基準

SG Standard for Children's Umbrella

1. 基準の目的

この基準は、学童用かさの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、学童が使用する親骨が単体で、その長さが○mm 以下、かつ中棒が 1 本である長かさ（以下「かさ」という。）について適用する。ただし、折り畳みかさは除く。

なお、ここでいうかさの使用年齢範囲は、標準として 3 才児から小学生までとする。

3. 安全性品質

かさの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. かさの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用上、手指等が触れる部分には、傷害を与えるようなとがり、ばり、まくれ等がないこと。</p> <p>(2) 各部の組付けは確実にき裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p> <p>(3) かさは、とめひもを有し、確実にとめることができること。</p> <p>(4) 下ろくろは、鋭利なハジキが指に触れず、かつ指の巻き込みを防止し、不用意にかさが開かない機能を持つこと。</p> <p>(5) 中とじは、各親骨の中程に確実に施してあるこ</p>	

	<p>と。</p> <p>(6) かさは、石突き及び露先を有し、石突きにあつては、形状は球、半球、円筒又は円すい台等とし、寸法は外径が○mm以上であり、露先にあつては、形状は球、半球等とし、寸法は外径が○mm以上であり、共に先端部に鋭い角部がないこと。</p>	
<p>2. 耐漏水性</p>	<p>2. かさの上面全域に毎時○mm±○mmの降雨状態で、連続○分間降水させたとき、かさの内面伝水がないこと。また、水滴は○滴以下であること。</p>	
<p>3. 強度</p>	<p>3. かさの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 親骨の先端部に力を加</p>	

	<p>えたとき骨各部にき裂、破損、破断などの異状がないこと。また、力を取り除いた後に骨各部に著しい変形がないこと。</p> <p>(2) 手もとと中棒との組付強度はON 以上であること。</p> <p>(3) 石突きの先端部にON の力を加えたとき、中棒の残留たわみは、中棒の手もと取付部から石突き負荷部までの長さの○分の○以下であり、かつ、かき各部にき裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p> <p>また、石突きの先端部に力を加え、中棒の手もと取付部から石突き負荷部までの長さの○分の○までたわませたとき、中棒が破断しないこと。</p>	
--	--	--

	<p>(4) 手もと及び中棒のねじり強度は、ON・m 以上であること。</p> <p>(5) 親骨と露先との組付け強度はON 以上であること。</p> <p>(6) 中棒と石突きとの組付け強度は項目 5. 耐久性の(2) に規定する試験を行った後においてON 以上であること。</p>	
--	--	--

4. 開かさ速度	4. ジャンプかさにあつては開く速度は毎秒○cm以下であること。	
5. 耐久性	<p>5. かさの耐久性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) かさを連続○回開閉したとき、かさ各部にき裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 石突きを下向きにして○mm の高さから連続○回落下させたとき、かさ各部にき裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p>	

<p>6. 耐食性</p>	<p>6. 耐食性材料以外の金属材料を使用した部分は、防せい処理（ただし、電気亜鉛めっきを行ったものはクロメート処理が施されていること。）が施されており、耐食性は次のとおりとする。</p> <p>(1) 電気亜鉛めっきを行い、光沢クロメート処理を施したものにあっては、防せい処理のための塗装が施されていること。</p> <p>そのものにあっては、常温の○%塩化ナトリウム水溶液に酢酸を○%から○%の範囲で添加し、更に、塩水溶液○リットル当たり、質量○gの塩化第2銅を混合した試験液に○分間浸せきした後取り出したとき、加工部分及び中棒の内側を除く他の部分が全面にわたって黒色にならないこと。</p> <p>(2) 電気亜鉛めっきを行い、光沢クロメート処理を施し、更に塗装したものの以外のものにあっては、常温の○%塩化ナトリウム水溶液に○時間浸せきした後取り出し、水洗いしてから○分間自然乾燥したとき、加工部分及び中棒の内側を除く他の部分に赤さび</p>	
---------------	---	--

<p>7. 付属品</p>	<p>が発生していないこと。</p> <p>(3) 塗装を施した中棒及び下ろくろにあつては、セロハン粘着テープを塗膜面に0cm^2以上密着させた後、セロハン粘着テープを軸方向に対して約0度の角度で急速にはがしたとき、セロハン粘着テープの密着面及び塗膜面にはく離、浮き等の異状がないこと。</p> <p>(4) めっきを施した親骨、受骨 及び中棒にあつては0度の角度で折り曲げたとき、めっきのはく離しないこと。</p> <p>7. 名札、ふさ等の付属品はかさの使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	
---------------	--	--

	<p>が目に当たらないように、 周りの人が迷惑しないよ うに気をつける旨</p> <p>(c)こわれたり、曲がったり 等したままで使用しない 旨</p> <p>(d)かさを持って走らない旨</p> <p>(e)かさを持って自転車、走 行遊具等に乗らない旨</p> <p>(3)保管上の注意 使用後は、早めにかげ干し を行って保管する旨</p> <p>(4)SGマーク制度は、この製 品の欠陥によって発生した 人身事故に対する補償制度 である旨</p> <p>(5)製造業者、輸入業者又は販 売業者等の名称、住所及び電 話番号</p>	
--	--	--

付図（各部の名称と参考図）

